

任天堂 CSR 調達ガイドライン

2011年 4月 28日 制定
2021年 5月 13日 改定

任天堂株式会社

標準番号

300- B00500 -04

目次

I	任天堂の CSR 調達について……………	3
II	任天堂 CSR 調達ガイドライン……………	4~21
	1. 人権の尊重とコンプライアンスの推進	
	2. 労働安全衛生の確保	
	3. 企業倫理と公正取引の実践	
	4. 地球環境の保全	
	5. 製品安全性確保と品質保証	
	6. 情報管理の徹底	
	7. 危機管理体制の確立	
	8. 社会への貢献	
III	任天堂 CSR 調達ガイドラインの運用について…	22
	参考……………	23

I 任天堂の CSR 調達について

CSR(Corporate Social Responsibility)活動は、一般的に企業が社会や地球環境に対してどのように責任を果たしていくかということですが、娯楽の提供という分野で仕事をしている私たち任天堂は、CSR活動を「任天堂に関わるすべての人を笑顔にする活動」と定義して取り組んでいます。

お客様に高品質な商品を提供し笑顔になっていただくためには、製品開発や生産に関わっている生産パートナーの皆様も笑顔であることが重要であると考えています。

生産パートナーの皆様におかれましては、事業活動を行われる国々での法令や社会規範、ならびに公正な取引や人権に関する国際的な原則に基づき、自社のCSR活動を展開されていることと存じますが、任天堂は、当社の想いを生産パートナーの皆様と共有することで、ベクトルを合わせたより有意義なCSR活動が推進できると考え、皆様とのコミュニケーションツールとして、「任天堂CSR調達ガイドライン」を制定しました。

本ガイドラインは、CSRに関する社会の関心が高まる状況の中で、任天堂のCSRに対する考え方や姿勢をより深く生産パートナーの皆様理解していただき、生産活動を行っていただくための具体的な指針を示したものであり、生産パートナーの皆様におけるCSR活動の取り組み状況の確認等を通じて、さらなる相互理解の促進につなげることを目指しております。

生産パートナーの皆様には、本ガイドラインの趣旨に沿った活動を実践していただくとともに、任天堂とのコミュニケーションツールとして本ガイドラインを利用し、皆様のお取引先、労務関連のアウトソース先(請負業者、人材派遣業者等)に対しても同様の趣旨の展開をお願いします。

ご協力をよろしくお願い申し上げます。

II 任天堂 CSR 調達ガイドライン

1. 人権の尊重とコンプライアンスの推進

1-1 あらゆる人の人権を尊重する。

人権の尊重

あらゆる人の人権を尊重し、すべての労働者(正社員、臨時社員、移民労働者、学生、契約社員、など直接雇用されているすべての就労形態の人)に対して、虐待や各種ハラスメント(嫌がらせ)をはじめとする過酷で非人道的な扱いを行わないようお願いします。

非人道的扱いとは、虐待、体罰、セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)、パワーハラスメント(暴言による嫌がらせや威圧的行為)、脅迫等を指します。

また、人権保護に関する方針と必要な手続きを定め、すべての労働者に対して、周知するようお願いします。

1-2 あらゆる人に対して差別を行わない。

差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努めるようお願いします。

差別とは、本人の能力・適性・成果等の合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講等の機会や処遇に差を設けることを指します。

差別の要素としては、例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的指向、性自認、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無等があります。

また、健康診断や妊娠検査が機会均等または処遇における公平を損なう場合には差別的行為とみなされます。

1-3 児童労働、強制労働を認めない。

児童労働の禁止

就業の最低年齢に満たない児童対象者を雇用しないよう適切かつ効果的な方針と手続きを策定するとともに、人材派遣/請負業者に対しても同様の対応を求めるようお願いします。

児童労働とは、一般論としてILO(国際労働機関)の条約・勧告に定められた就業の最低年齢に満たない者を雇用することを指します。なお、法令の定めのない国では、ILO の就業の最低年齢に関する条約・勧告に反する行為は児童労働にあたります。(就業の最低年齢の原則は15歳:ILO条約第138号)

強制的な労働の禁止

すべての労働者をその自由意思において雇用し、また労働者に強制的な労働を行わせないよう適切かつ効果的な方針と手続きを定めすべての労働者に対して周知するとともに、人材派遣/請負業者に対しても同様の対応を求めるようお願いします。

強制的な労働とは、次のような事例を指します。

- 本人の意思に反して就労させる強制労働、囚人労働、拘留労働
- 借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働
- 人身取引の結果として行われる奴隷労働

また、次のような行為も強制労働に含まれます。

- 自由な離職の権利がないこと
- 身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付けること
- 会社が提供した施設への出入りや施設内におけるバスルーム・トイレの回数制限など不合理な制約を科すこと

1-4 事業活動を行う国・地域において適用される法規制、社会規範を遵守する。

適切な採用活動と雇用契約

採用活動・雇用に際しては、代理人による就職斡旋手数料、または雇用に関わるその他手数料を、労働者が負担することのないようお願いします。

また、労働者との雇用契約においては、労働関連法令等に準じ、契約前に事前に労働者の母国語で記載された文書で提供され、かつ労働者が契約内容を理解できるよう口頭で説明するようお願いします。

適切な賃金等

法定最低賃金、超過勤務や法定給付等の賃金関連の法令を遵守するとともに、不当な賃金減額を行わないようお願いします。また、労働者が行った労働に対する正確な報酬を確認できるように、明確な給与明細書を労働者に提供するようお願いします。

最低賃金とは、賃金関連法令で定められた最低の賃金を指します。

超過勤務の手当は、法令に準拠し、基本の時間給に正規の割増金額を加算しての支給をお願いします。

不当な賃金減額とは、労働関連法令等に違反する賃金減額を指します。

控除または源泉徴収は正しく計算し、適切な政府機関に提出するようお願いします。

労働時間

生産性の減少、離職率の増加、負傷・疾患の増加は労働者の過労と相関関係があるとする製造業の研究結果が出ています。法定限度を超えないよう、労働者の労働時間・休日・休暇を適切に管理するようお願いします。

適切な管理とは、次のような事例を指します。

- 年間所定労働日数が法定限度を超えないこと

- 超過勤務時間を含めた1週間当たり(または1月当たり)の労働時間(緊急時、非常時を除く)が法定限度を超えないこと
- 1週間に最低1日の休日を与えること
- 法令に定められた年次有給休暇の権利を与えること
- 労働者の労働時間(超過勤務時間含む)の信頼性の高い記録を管理するために必要な方針、制度、手続き等を策定すること
- 労働者の超過勤務が合意のもと行われていること。

労働者の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権及び団体交渉の権利を守るようお願いします。

労働者の団結権の尊重とは、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会等の集会に加わる自由等に配慮することを指します。

その他労働者の権利擁護

適正で人道的な労働条件、労働者の公正な処遇に関して、適切かつ効果的な方針と手続きの策定をお願いします。労働者の懲戒処分においては、手続きに則り記録され、経営者等によって適切に審査するようお願いします。

コンプライアンス

本ガイドラインが対象とする労働、安全衛生、環境、倫理の分野において適用される法規制、ならびに顧客要求事項を特定、監視、理解し、その遵守を確保するため、適切かつ効果的なコンプライアンス・プロセスの策定をお願いします。

2. 労働安全衛生の確保

2-1 労働安全衛生に関する法規制を遵守するとともに、職場環境の継続的改善を図る。

労働安全衛生に関する有資格者の配置

職場の労働安全衛生に関して、法令で定められている場合は法定人数の、法定で定めのない場合は適切な人数の有資格者(衛生管理者等)を配置し、継続的な改善を図ることのできる体制を構築するようお願いいたします。また、必要な許可証、免許状を常に最新の状態に保つようお願いします。

定期的な職場環境の巡視および継続的な改善

有資格者(衛生管理者等)による定期的な職場環境の巡視を行うようお願いします。また、労働者からのフィードバックを得て、継続的な改善を図るようお願いします。

また、労働者の母国語または理解できる言語で、労働者が晒されているすべての職場の危険について、職場の安全衛生情報とトレーニングを適切で分かりやすく提供するとともに、安全上の懸念の提起を奨励します。

2-2 労働災害を未然に防止し、労働者の安全確保に努める。

機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類には適切な安全対策を講じるようお願いします。

適切な安全対策とは、事故や健康障害の発生防止のための管理を指し、次のような事例を指します。

- フェイルセーフ、フルプルーフ、インターロック等と呼ばれる安全機構の採用
- 安全装置や防護壁等の設置
- 機械装置の定期的な検査とメンテナンスの実施
- 適切な保護具の提供
- 機械装置の操作方法や保護具の使用方法等に関する教育の実施

また、機械の安全性に関して必要な許可証、免許状および検査報告書を整え、許可証および免許状を常に最新の状態に保つようお願いします。

職場の安全

職場の安全に関するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保するようお願いします。また、労働者に提供される施設を含む職場内の施設については、建築基準法に基づいた管理・メンテナンスを行うようお願いします。

職場の安全に関するリスクとは、電気およびその他のエネルギー源、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面、落下物等の、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指します。

適切な設計や技術・管理手段とは、センサーによる危険個所の監視、危険発生時の設備動作自動停止機能、

保護メガネ・安全帽・手袋・靴等の保護具の提供、設備の操作方法や保護具の使用方法に関する適切な教育等が挙げられます。

2-3 安全かつ清潔な職場環境・施設づくりに努め、労働者の健康に配慮する。

職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭等に接する状況を把握するとともに、適切な対策を講じるようお願いします。

人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵、毒劇物、放射線、そして慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベスト等）が挙げられます。また、規制限度を超える騒音や悪臭等がある職場は本項の対象となります。

適切な対策とは、これらへの直接的接触機会の特定や査定、管理基準の制定および運用、有害な化学物質の適切な表示、労働者への適切な教育や保護具の提供等のことを指します。

特に、人体に有害な化学物質を取り扱う場合、必要な許可証、免許状、検査報告書を整え、常に最新の状態に保つとともに、リスク評価に基づいて危険性を適切に制御・除去するようお願いします。

怪我または病気の労働者に最初の医療処置を行うために、効果的な応急処置と応急処置要員の配備をお願いします。なお、応急処置の機材・キットは労働者が常に利用できるような状態にしておくようお願いします。

施設の安全衛生

労働者に提供される施設の安全衛生を適切に確保し、十分保守され、国際的な住宅基準に合致しているようお願いします。

労働者に提供される施設とは、職場で労働者に提供される施設（トイレ、水飲み場、ロッカールーム、食堂・カフェテリア、その他労働者スペース等）、職場外で労働者に提供される施設（寮、バスルーム等）のことを指します。

安全衛生の確保の例として、安全・清潔・衛生が保たれるとともに、火災対策、緊急避難路（出口）、換気、温度管理、安全な飲料水、入浴・シャワー設備、適切な個人スペース、個人所持品の安全な保管等の対策が挙げられます。

また、これに必要なすべての安全衛生に関する免許状、許可証、登録証明書およびその他証明書を整え、許可証および免許状を常に最新な状態に保つようお願いします。

労働者の健康管理

すべての労働者に対し、適切な健康管理を行うようお願いします。

適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断等を実施し労働者の疾病の予防と早期発見を図ることを指します。併せて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス等のケアについても十分に配慮してください。

身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定し、災害・疾病に繋がらないよう適切な管理をお願いします。

身体的に負荷のかかる作業には、手動での重量物運搬作業等の重労働のほかにも、長時間にわたる立ち仕事、組み立てやデータ入力等の長時間にわたる反復作業や連続作業等が含まれます。

適切な管理の例としては、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数作業員での分担や協力等が挙げられます。

労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、その是正・予防のために適切な対策を講じるようお願いします。

適切な対策とは、労働者による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、過去の業務に関連した災害・疾病の調査と原因排除に向けた是正対策の実行、労働者の職場復帰の促進等を可能にする制度や施策のことを指します(労災保険への加入等も含む)。また、法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続きを行うことも含まれます。

妊産婦労働者の保護と配慮

妊娠中の女性・育児中の母親に対する労働安全衛生上のリスクを最小限に抑え、合理的な便宜を図るための適切な措置を講じるようお願いします。

2-4 若年労働者の成長を阻害するような就労を課さない。

若年労働者保護関連法令の遵守

所在国で定められた労働条件の保護の対象となっている若年労働者については、見習い、インターン、学生労働者の雇用も含め、関連する保護法令を遵守するようお願いします。

また、18歳未満の労働者に対しては、法令の定めに関わらず、健康と安全を脅かす業務、成長を妨げる業務を遂行させないようお願いします。

健康、安全、道徳を損なう恐れのある就業から若年労働者を保護する法規制の例としては、夜間労働や危険作業、超過勤務時間の制限等が挙げられます。

若年労働者を保護する施策の導入

管理者が誤って法令等で規制されている業務に若年労働者を就労させないよう、若年労働者と一般的な成年労働者を明確に分ける施策を導入する等の対応を行うようお願いします。

2-5 すべての労働者が十分に能力を発揮できるように、職場・施設環境の整備を積極的に行う。

職場・施設環境の整備

障害者・高齢者・女性等を含むすべての労働者が十分に能力を発揮できるように、職場や労働者が利用する施設環境の整備を積極的に行うようお願いします。

宗教上の配慮

すべての労働者の信教の自由を尊重し、労働者の宗教上の慣習に対して適切な便宜を図るようお願いします。

福利厚生の上

「すべての人を笑顔にする」という観点から、職場の内外における労働者の福利厚生の上に取り組んでいただきますようお願いします。

3. 企業倫理と公正取引の実践

3-1 企業倫理に沿った事業活動のもとに、公正かつ自由な競争を実践する。

贈賄等の禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、賄賂や違法な政治献金等を行わないようお願いします。

贈賄の例としては、公務員およびそれに準じる者(以下公務員等)に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手等、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことが挙げられます。また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を超えた接待・贈答を行うことも含みます。

違法な政治献金の例としては、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手等業務上の何らかの見返りを求める政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことが挙げられます。

優越的地位の濫用の禁止

調達取引は、誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を行わないようお願いします。

優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方的に有利に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課したりすることをいいます。また、優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守するようお願いします。

不適切な利益供与および受領の禁止

不適切な利益の授受を行わないようお願いします。

不適切な利益の授受とは、例えば、次のような行為を指します。

- 社会的儀礼の範囲を超えた金銭の提供・接待・贈り物の提供あるいは受領する行為
- 社会的秩序や健全な企業活動に悪影響を与える反社会的勢力(犯罪組織やテロ組織等)に利益を供与する行為
- 非公開の重要情報のもとに、当該会社の株式等の売買を行うインサイダー取引

競争制限的行為の禁止

公正かつ自由な競争を阻害する行為は行わないようお願いします。

競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域等について申し合わせを行う行為(カルテル)や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行う行為(入札談合)等を指します。また、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用する行為や、製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行う行為等は、不正競争行為です。

正確な製品・サービス情報の提供

任天堂に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供するようお願いします。

正確な情報とは、次のような事例を指します。

- 製品やサービスに関する仕様・品質・取り扱い方法の説明が正確であること
- 製品に使用されている部材・部品の含有物質等の情報が正確であること
- 製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や、顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等の内容を含まないこと

適切な輸出管理

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行うようお願いします。

法令等で規制される技術や物品とは、国際合意等に基づく法規等で輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等をいいます。なお、輸出する際は監督官庁等への輸出手続きが必要となる場合があります。

適切な原材料等の使用

違法に採掘・採取された原材料を製品の製造に使用しないようお願いします。また、原材料に関してその把握に努め、調査を行うようお願いします。

違法性のある原材料を使用していることが判明した場合は、代替材料へ切り替える等の対応をお願いします。

責任ある鉱物調達への対応

任天堂は、責任ある原材料調達を実現するため、スズ・タンタル・タングステン・金・コバルト等の鉱物※のうち、児童労働などの人権侵害、環境破壊、非人道的な武力行為等に関わる組織の資金源となっているものについては、社会的責任の観点から、当社製品に使用しない方針を定めています。

※「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンスガイドンス」で紛争地域および高リスク地域であると特定された地域からの鉱物および社会的責任の観点から任天堂にとってリスクが高いと判断した鉱物

こうした鉱物については、当社製品の製造に使用しないようお願いします。

そのために、該当の鉱物を使用しないという自社の方針を定めるとともに、OECD（経済協力開発機構）の「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス※ガイドンス」を参考に、サプライチェーンを遡った調査を実施していただき、サプライチェーン全体の製錬所に関する情報提供をお願いしています。

万一、問題のある鉱物が見つかった場合には、調達先の変更など責任ある鉱物調達の推進にご協力をお願いします。

※デュー・デリジェンス：サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害などの問題の有無を確認、問題が確認された時には是正すること

3-2 組織が健全かつ効率的に運営されるよう各業務の基準や手順を定め、管理・監視する仕組みを構築する。

マネジメントシステムの構築

組織を健全かつ効率的に運用するために、マネジメントシステムの構築をお願いします。

マネジメントシステムは、次の要素を含んでいる必要があります。

- 経営幹部により承認された、適切かつ効果的な方針・規範
- 活動目標、実行計画、定期的な実績評価
- 活動目標や実行計画に関する管理職や労働者への教育および研修
- マネジメントシステムの運用と定期的な実績評価を担当する責任者の明確化
- 実績評価等により特定された改善点を是正するための仕組み
- 活動内容の記録と文書化

不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見・対応するための通報制度を整えるようお願いします。

不正行為を予防するための活動とは、労働者への教育、啓発を行うとともに、風通しの良い職場風土を創ることです。不正行為の早期発見対応のため、下記のご対応をお願いします。

- 社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置する
- 通報者や通報内容を秘密情報として守り、報復・脅迫を含む通報者の不利益な取り扱いを禁止する
- 不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜通報者へフィードバックする

自己点検・監査

本ガイドラインで求める、労働、安全衛生、環境、倫理といった項目に関して、定期的に評価・是正するための適切かつ効果的な自己点検、または監査等の第三者によるプロセスを策定するようお願いします。

3-3 特許権・著作権・商標権等の知的財産権を侵害しない。

知的財産の尊重

第三者の知的財産権を侵害しないようお願いします。

知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等をいいます。

製品、サービスの開発・生産・販売・提供等を行う場合は、第三者の知的財産の事前調査を十分行ってください。第三者の知的財産の無断利用は知的財産権の侵害にあたります。また、コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等も知的財産権の侵害にあたります。第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することも同様に知的財産権の侵害にあたります。

4. 地球環境の保全

4-1 環境関連法規制・協定を遵守し、地球環境汚染を未然に防止するように努める。

環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムの構築・運用をお願いします。

環境マネジメントシステムとは、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指します。環境活動とは、環境方針の作成・実施・達成・見直し・維持することを指し、環境保全に対して、PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味します。

第三者機関の認証を受けることができる代表的な環境マネジメントシステムとしては、ISO14001 があります。

環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気等)

排水・汚泥・排気等に関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善を図ることをお願いします。

自主規準とは、法令等に定められた水準以上の環境負荷削減のための目標を持つことです。公害の発生を予防することはもとより、さらなる改善のための活動として、例えば、排水・汚泥・排気等の監視方法、制御方法、処置方法の見直しや、それらの流出量の削減等が挙げられます。

環境許可証／行政認可

事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設等に関する行政の許認可が必要な場合があります。所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受けるとともに、必ず要求された管理報告を行政に提出するようお願いします。

また、事業に用いる化学物質によっては、法令等で定められた資格を取得した管理者の配置を義務付けている場合があります。その場合は、毒物・劇物、特定化学物質、危険物等の管理責任者の配置の義務を遵守するようお願いします。

資源・エネルギーの有効活用

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、継続的に資源やエネルギーの有効活用を図ることをお願いします。

省資源とは、資源の有効活用を図ることをいいます。そのための手段として製品の材料使用量および廃棄物の削減、ならびに再生資源および再生部品の利用促進等の3R(※)の推進があります。

省エネルギーとは、熱や電力エネルギーの使用の合理化を図ることをいいます。エネルギーを節約することで石油、天然ガス、石炭、コークス等の燃料資源を有効に利用することができます。また、再生可能エネルギーを導入することも省エネルギー対策の一環です。再生可能エネルギーとは、太陽光、風力による電力等、比較的短期間・自発的・定常的に再生される自然資源に由来し、枯渇しないエネルギー源のことをいいます。

(※) 3R: Reduce(削減)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源)

温室効果ガスの排出量削減および削減量の把握

温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、温室効果ガスの排出量および削減量の把握に努めるようお願いします。

温室効果ガスには様々なものがありますが、特に京都議定書で定められた二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF6)の6種類の物質群を指します。

継続的削減活動として、これら6種類の温室効果ガスに対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられます。

生態系、生物多様性への配慮

工場等の施設の新設、増設にあたっては、生態系、生物多様性への影響を考慮し、環境負荷を最小限にするようお願いします。

環境保全への取り組み状況の開示

環境保全活動のデータと取り組み状況を正確に把握し、必要に応じ開示するようお願いします。

これらには、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量、温室効果ガスの排出量や事業所が引き起こした環境に有害な結果および環境保全のために実施した対策の成果等が含まれます。

成果を定期的に取りまとめるために、環境保全活動を行う組織と責任者を置き、環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録するようお願いします。

開示の方法としては、環境報告書の公開および必要に応じた利害関係者向けの報告等があります。

4-2 「任天堂グリーン調達」を遵守する。

「任天堂グリーン調達」の遵守

任天堂は、企業活動のひとつとして、安心・安全な商品をお客様に届けることを目的に、有害物質を含まない製品づくりの基礎となる「グリーン調達」に取り組んでおります。

『任天堂グリーン調達仕様書』(※)は、そのために必要な管理要件、手続きを定めたものであり、この仕様書の遵守をお願いします。

適用範囲は、弊社が調達するすべての製品、部品(メンテナンス部品を含む)、製品に使用する副資材とします。

(※)『任天堂グリーン調達仕様書』標準番号(500-J00100)

製品に含有する化学物質の管理

製品に含有する化学物質の適切な管理をお願いします。

製品に含有する化学物質の管理とは、法令等で使用が制限された化学物質の濃度が製品において、その制限値を超えて含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや必要とされる試験評価を行うこと等をいいます。

任天堂が定める化学物質の管理基準については、『環境関連物質リスト』(※)を参照ください。

(※)『環境関連物質リスト』標準番号(500-J00101)

製造工程で用いる化学物質の管理

製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を適切に管理するようお願いします。

製造工程における化学物質の管理とは、製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても排出量の把握、行政への報告等を行い、当該物質の排出量の削減に努めることをいいます。

5. 製品安全性確保と品質保証

5-1 任天堂が求める製品安全性・品質・性能・仕様等を満足する品質管理・品質保証体制を構築し、向上に努める。

製品安全性の確保

各国の法令等で定める安全基準および任天堂の定める安全基準を満足する製品の製造をお願いします。製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮してください。また、製品安全性に関して法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮してください。製品安全性に関わる法令等として、日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法等が挙げられます。安全基準は法令の細則等や JIS 等で定められています。また、海外の安全規格として UL、IEC、EN、CSA 等があります。製品安全性の確保には、トレーサビリティ(材料・部品・工程等の履歴)等の管理および問題解決に向けた迅速な対応を含みます。

品質マネジメントシステム

お客様の信頼と満足を得る商品・サービスの提供のため、品質マネジメントシステムを構築・運用することをお願いします。なお、納入品(または役務)については、任天堂の要求仕様を満足していることが基本となります。品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指します。品質保証活動とは、策定した品質方針の実施・達成・見直し・維持を指し、品質保証に対して、PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味しています。代表的な品質マネジメントシステムとしては、ISO9000 ファミリー、等があります。

5-2 事業活動内容、製品の安全性および品質等に関わる情報を、適時適切に開示する。

情報公開

事業活動内容、製品の安全性および品質等に関わる情報については、任天堂の要求に応じて速やかに開示・提供をお願いします。情報提供・開示すべき内容とは、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク(例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反等の発覚)等を指します。なお、重大なリスクについては都度公開するとともに任天堂へのご報告をお願いします。

6. 情報管理の徹底

6-1 事業活動を通じて得た秘密等を適切に管理し、業務上の目的以外に使用せず、第三者に漏洩しない。

情報管理体制の構築

顧客や第三者から入手した情報に関しては、紛失、盗難を防止し、適切に管理・利用できる体制を構築するようお願いします。

ここで指す情報の形態は、紙情報、電子化情報、製品、部品、試作品、金型、治工具、検査機器、図面、ノウハウ等が化体されたもの、および個人情報、技術、品質、サービス等の情報資産等、一切を含みます。

顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報については厳重に管理するようお願いします。

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等(電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む)により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指します。

厳重な管理とは、機密情報を不正または不当に取得、利用、開示または漏洩しないことに加え、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用および労働者等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含みます。

コンピュータ、ネットワーク脅威に対する防御および電子記録媒体の管理

コンピュータ、ネットワーク上の脅威に対して、社内外に影響を与えないための情報セキュリティ対策を講じるようお願いします。また、電子記録媒体を適切に管理するようお願いします。

コンピュータ、ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェア等を指します。

インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、当該パソコンに保存されている顧客情報、機密情報が流出する恐れがあり、また他社のコンピュータを攻撃する等により、業務停滞や信用失墜等の重大な損失を招く恐れがあります。

また、電子記録媒体を不適切に使用した場合、機密情報が流出する恐れがあるほか、当該電子記録媒体を経由してコンピュータウイルス等に感染する恐れもあります。

個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社労働者の個人情報を厳重に管理するようお願いします。

厳重な管理とは、個人情報を不正または不当に取得、利用、開示または漏洩しないことに加え、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用および労働者等の遵守すべき規範や方針の策定、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含みます。

7. 危機管理体制の確立

7-1 事故を未然に防止し、公共の安全を確保する。

納入先との連携

原材料等の運搬の際に、貨物に危険物(薬物、爆弾等)が混入することがないように、納入先と連携し貨物の検査体制を構築するようお願いします。

7-2 事業活動の継続に関わるあらゆる危機・非常事態を想定し、対策を講じる。

リスク評価とリスク管理

事業活動に関わるリスクの特定および各リスクの影響度合いの把握をお願いします。また、特定したリスクを管理し、法令遵守するための手続きおよび物理的な統制の実施をお願いします。

事業継続計画の策定

非常事態が発生しても中核的な業務を速やかに復旧させるための事業継続計画(Business Continuity Plan)を策定し、取り組むことをお願いします。

事業継続計画とは、非常事態(地震や風水災害等の自然災害、テロや火災、事故等の人為的災害といった労働者や中核事業等に対して重大な被害や影響を及ぼす可能性のある事態)が発生した場合に備え事業への影響を分析し、目標とする事業継続レベルを設定し、危機発生時の業務マニュアルの整備や訓練を行い、優先すべき中核的な業務を継続することでダメージを最小化する計画をいいます。具体的には、非常事態が発生した際のサプライチェーン間の連絡体制の構築、原材料・部材等の入手が困難となった場合の代替品の確保等の対策を検討することをいいます。

緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故等を想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底するようお願いします。

緊急時の対応策とは、例えば、緊急時の報告、労働者への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、緊急医療品の備蓄、火災探知システムの設置、火気抑制設備(消火器、消火栓、スプリンクラー等)の設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備等を指します。職場内への周知徹底方法として、労働者への緊急対応教育(避難訓練を含む)を実施することやその記録の保存、緊急時の対応手順書を職場内で容易に手の届く場所に保管あるいは掲示することが挙げられます。また、緊急時の対応要員を事前に指名し、同要員に対して適切かつ効果的な PPE(個人保護具)装備を提供し、トレーニングを毎年実施するようお願いします。

7-3 危機・非常事態の発生が予想できる場合は、速やかに報告する。

危機・非常事態に関する報告

事業活動に影響がおよぶ可能性のある危機・非常事態の発生が予想できる場合は、速やかに報告していただくようお願いします。

7-4 事業活動を営む地域および周辺地域で、災害やインフラ等の事故が発生した場合は、速やかに被害状況・影響の有無を報告する。

被害状況・影響等の報告

大規模な災害、インフラ等の事故が発生した場合は、速やかにその被害状況や事業活動への影響度を報告していただくようお願いします。

8. 社会への貢献

8-1 地域社会への貢献に取り組むよう努める。

社会・地域への貢献

社会の一員として、企業は国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行うことが望まれています。

具体的には、災害時における地域との連携、労働者ボランティア、NPO/NGO等の活動支援、寄付活動、各種情報発信・紹介等が挙げられます。

Ⅲ 任天堂 CSR 調達ガイドラインの運用について

1. 本ガイドラインは、すべての生産パートナー(*)を対象にしています。
2. 本ガイドラインを任天堂とのコミュニケーションツールとして活用していただくとともに、任天堂の CSR 調達活動に対する考え方や姿勢へのご理解をお願いいたします。
3. 本ガイドラインに対する同意については、定期的に提出をお願いしています「取引先実態調査表」にてご回答をいただいております。
4. 本ガイドラインに基づく CSR 活動の状況を調査(実地調査)もしくは第三者監査を実施させていただく場合がございます。これらは、お互いの CSR に対する想いを共有し、生産パートナーの皆様との相互理解を深めるために行うものです。ご理解とご協力をお願いいたします。
5. 実地調査もしくは第三者監査の結果を踏まえ、改善のご検討をお願いする場合がございますが、その場合はできるだけ速やかなご対応をお願いいたします。
6. 皆様のお取引先、労務関連のアウトソース先(請負業者、人材派遣業者等)に対しても本ガイドラインもしくは同等の基準の趣旨を展開し、浸透・普及に努めていただきますようお願いいたします。
7. 社会の環境は変化していくことが予想されます。本ガイドラインは適宜見直し、改定していくものであることをご理解ください。

(* 生産パートナー:任天堂と直接契約をしている一次取引先とその先の製品の組み立てを委託している協力工場や部材の調達先を含んだ任天堂の生産に関わる取引先)

参考

本ガイドラインの作成にあたっては、下記の関連法令、条例、規制、指令、国際基準、ガイドライン等を参考にして
います。

労働基準法、労働契約法、RBA(Responsible Business Alliance)行動規範、有効監査プログラム(VAP)運用マニュアル、JEITA(Japan Electronics and Information Technology Industries Association)「サプライチェーン CSR 調達ガイドブック」「サプライチェーン CSR 調達チェックリスト」、国際労働機関(ILO/International Labour Organization)「国際労働基準」「労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」、経済協力開発機構(OECD/Organization for Economic Cooperation and Development)「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンスガイダンス」、国連腐敗防止 条約、国連グローバルコンパクト(Global Compact)、世界人権宣言、国連ビジネスと人権指導原則、ISO14001/環境マネジメントシステム(EMS: Environmental Management System)、ISO45001/労働安全マネジメントシステム(Occupational Health and Safety management systems)、SA8000/社会的責任(Social Accountability 8000)、ISO27001/情報セキュリティマネジメントシステム/ISMS(Information Security Management System)、PRTR 法/化学物質排出把握管理促進法(Pollutant Release and Transfer Register)、C-TPAT(Customs-Trade Partnership Against Terrorism/米国関税テロ対策プログラム)、ISO9000 ファミリー/品質マネジメントシステム(QMS: Quality Management System)